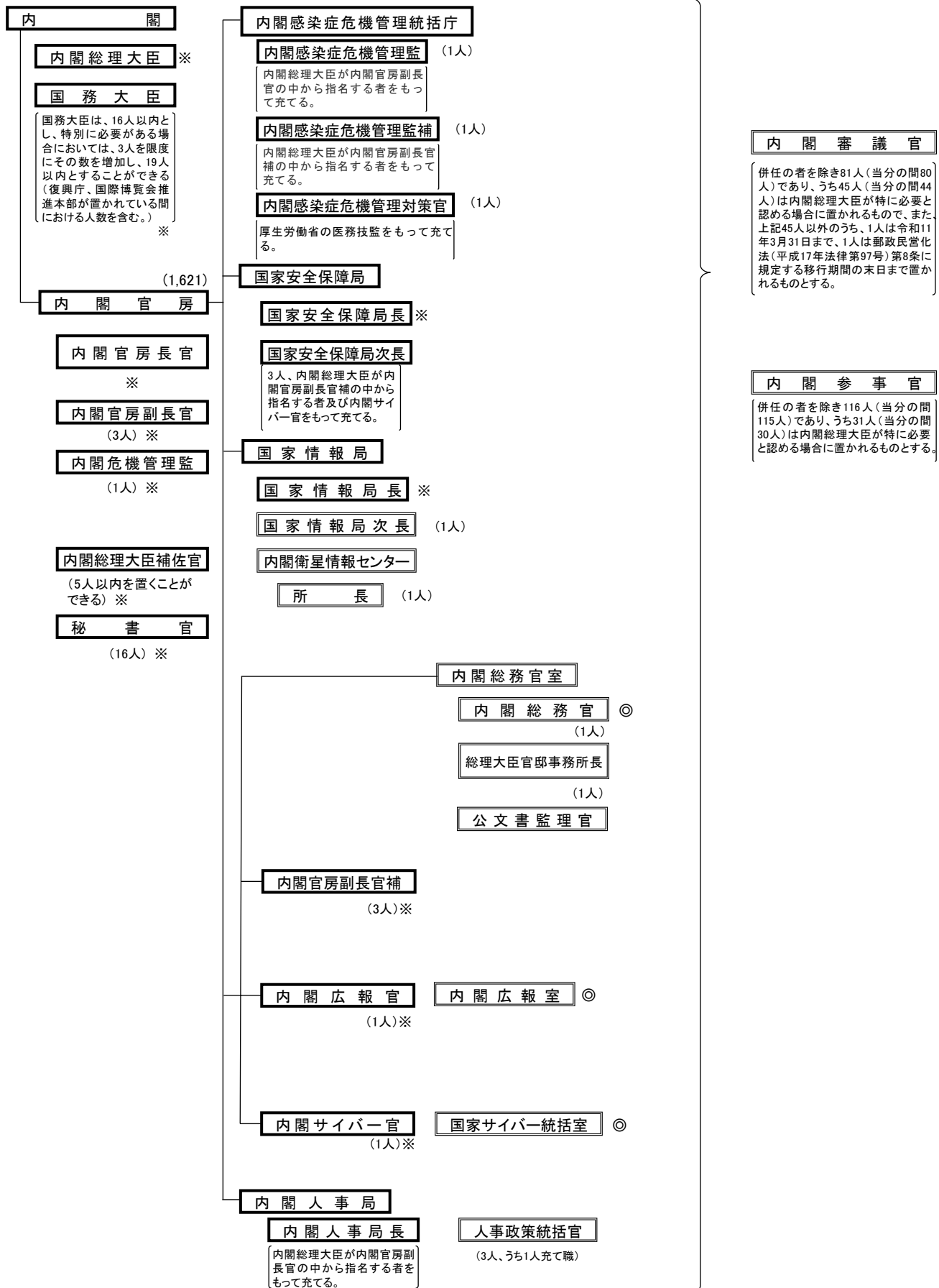
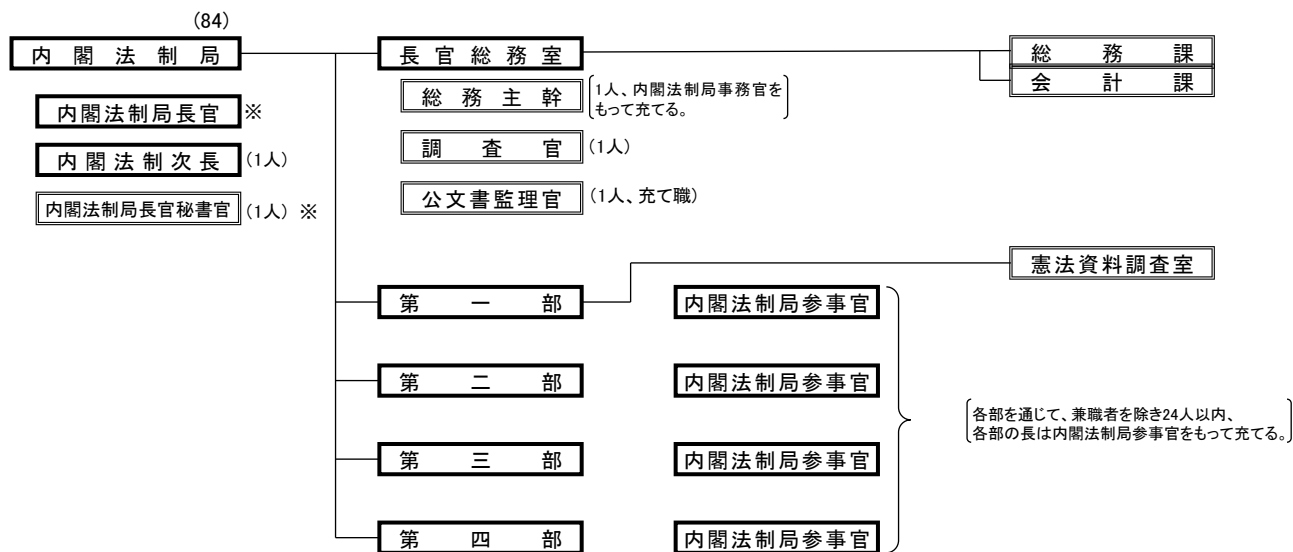
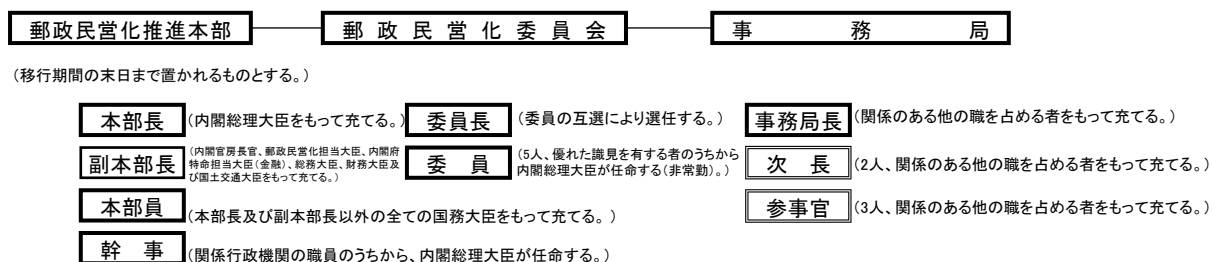
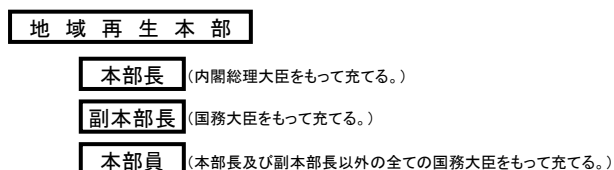
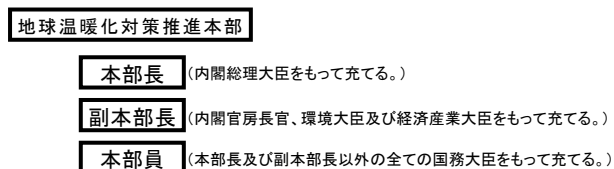
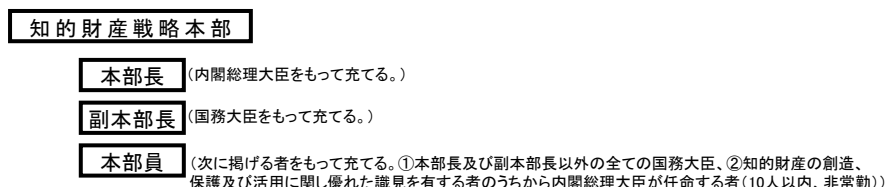
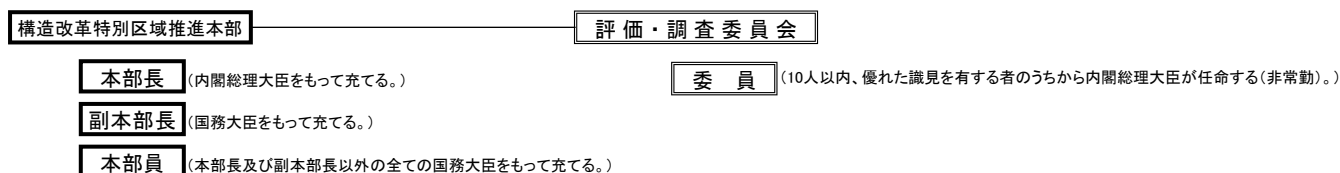
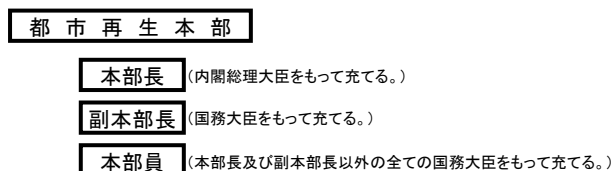
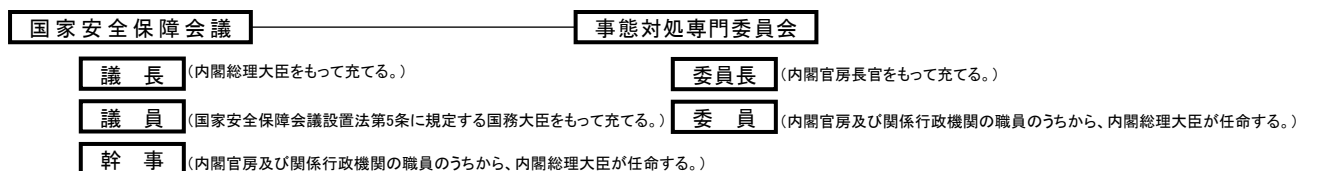


内閣







中心市街地活性化本部**本部長** (内閣総理大臣をもって充てる。)**副本部長** (国務大臣をもって充てる。)**本部長** (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)**道州制特別区域推進本部****参 与 会 議****本部長** (内閣総理大臣をもって充てる。)**参 与** (5人以内、優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する(非常勤)。)**副本部長** (国務大臣をもって充てる。)**本部長** (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)**総合海洋政策本部****参 与 会 議****本部長** (内閣総理大臣をもって充てる。)**参 与** (12人以内、優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する(非常勤)。)**副本部長** (内閣官房長官及び海洋政策担当大臣をもって充てる。)**本部長** (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)**宇宙開発戦略本部****本部長** (内閣総理大臣をもって充てる。)**副本部長** (内閣官房長官及び宇宙開発担当大臣をもって充てる。)**本部長** (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)**総合特別区域推進本部****本部長** (内閣総理大臣をもって充てる。)**副本部長** (内閣官房長官及び総合特別区域担当大臣をもって充てる。)**本部長** (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)**原子力防災会議****事 務 局****議 長** (内閣総理大臣をもって充てる。)**事務局長** (環境大臣をもって充てる。)**副議長** (内閣官房長官、環境大臣、内閣官房長官及び環境大臣以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者並びに原子力規制委員会委員長をもって充てる。)**次 長** (2人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)**議 員** (次に掲げる者をもって充てる。①議長及び副議長以外の全ての国務大臣並びに内閣危機管理監、②内閣官房副長官、環境副大臣若しくは関係府省の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者)**審議官** (2人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)**参事官** (8人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)**国土強靱化推進本部****国土強靱化推進会議****本部長** (内閣総理大臣をもって充てる。)**議 長** (学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する議長及び委員20人以内(非常勤)。)**副本部長** (内閣官房長官、国土強靱化担当大臣及び国土交通大臣をもって充てる。)**委 員****本部長** (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)**健康・医療戦略推進本部****本部長** (内閣総理大臣をもって充てる。)**副本部長** (内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣をもって充てる。)**本部長** (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

水循環政策本部**本部長** (内閣総理大臣をもって充てる。)**副本部長** (内閣官房長官及び水循環政策担当大臣をもって充てる。)**本部長** (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)**まち・ひと・しごと創生本部****本部長** (内閣総理大臣をもって充てる。)**副本部長** (国務大臣をもって充てる。)**本部長** (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)**サイバーセキュリティ戦略本部****本部長** (内閣総理大臣をもって充てる。)**副本部長** (国務大臣をもって充てる。)**本部長** (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)**特定複合観光施設区域整備推進本部****本部長** (内閣総理大臣をもって充てる。)**副本部長** (国務大臣をもって充てる。)**本部長** (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣及びカジノ管理委員会委員長をもって充てる。)**本部長補佐** (5人以内、内閣官房副長官、内閣官房副長官補又は内閣総理大臣補佐官のうちから、内閣総理大臣が指名する者をもって充てる。)**特定複合観光施設区域整備推進会議****議長** (委員の互選により選任する。)**委員** (20人以内、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する(非常勤)。)**事務局****事務局長** (関係のある他の職を占める者をもって充てる。)**次長** (1人、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)**審議官** (5人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)**参事官** (10人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)**ギャンブル等依存症対策推進本部****本部長** (内閣官房長官をもって充てる。)**副本部長** (国務大臣をもって充てる。)**本部長** (次に掲げる者をもって充てる。①国家公安委員会委員長、②内閣府特命担当大臣(金融)、③内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、④総務大臣、⑤法務大臣、⑥文部科学大臣、⑦厚生労働大臣、⑧農林水産大臣、⑨経済産業大臣、⑩国土交通大臣(①～⑩の者にあつては、副本部長に充てられたものを除く)、⑪①～⑩に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者)**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議****会長** (委員の互選により選任する。)**委員** (20人以内、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する(非常勤)。)**アイヌ政策推進本部****本部長** (内閣官房長官をもって充てる。)**副本部長** (国務大臣をもって充てる。)**本部長** (次に掲げる者をもって充てる。①法務大臣、②外務大臣、③文部科学大臣、④厚生労働大臣、⑤農林水産大臣、⑥経済産業大臣、⑦国土交通大臣、⑧環境大臣(①～⑧に掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く)、⑨①～⑧に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者)**新型インフルエンザ等対策推進会議****議長** (委員の互選により選任する。)**委員** (35人以内、感染症に関して高い識見を有する者その他の学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する(非常勤)。)

認知症施策推進本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

副本部長 (内閣官房長官、健康・医療戦略担当大臣及び厚生労働大臣をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

認知症施策推進関係者会議

会長 (委員の互選により選任する。)

委員 (20人以内、認知症の人及び家族等、認知症の人の保健、医療又は福祉の業務に従事する者その他関係者のうちから、内閣総理大臣が任命する(非常勤)。)

船舶活用医療推進本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

副本部長 (国務大臣をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

事務局

事務局長 (関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

次長 (3人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

参事官 (5人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

人工知能戦略本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

副本部長 (内閣官房長官、人工知能戦略担当大臣をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

国家情報会議

議長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

議員 (国家情報会議設置法第6条に規定する国務大臣をもって充てる。)

幹事 (内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。)

人 事 院

内閣

